

令和7年度第1回差別事象検討部会 議事録（概要）

1 開催日時 令和8年2月9日（月） 10時00分～11時00分

2 開催場所 高知県立人権啓発センター 4階視聴覚室

3 出席者 篠森 敬三 委員【部会長】

滝川 正二 委員

山本 由香 委員

大西 雅人 委員

長澤 紀美子 委員

（事務局）

市村 留美 人権・男女共同参画課長

小笠原 吉孝 人権・男女共同参画課長補佐

川村 泰夫 （公財）高知県人権啓発センター事務局長

中田 正康 （公財）高知県人権啓発センター研修啓発課長

4 議事

（1）部会長・副部会長の選任について

（2）高知地方法務局から取組発表

（「インターネットにおける人権侵害」への取組について）

（3）「高知県の人権について（案）」について

（4）「高知県の人権について」概要版（案）について

（1）部会長・副部会長の選任について

立候補・推薦がなかったため、事務局から、部会長篠森委員、副部会長稲田委員を推薦。

→承認

（2）高知地方法務局から取組発表

（「インターネットにおける人権侵害」への取組について）

【委員】

高知市の人権に関する委員を担当させていただいているが、ここ数年の差別事象として、同和問題、被差別部落に対してインターネットで固有の市町村名をあげて、それが発見され、

削除を求めた、という事案が見られているが、そういったことについての取り組みがあれば教えてもらいたい。

また、最近インターネットにおいて画像を性的な画像に加工したような被害が見られる。それを専門に削除するNPO法人などもあるが、そういったところと連携して、インターネット上の問題についても、今後取り扱っていく予定なのかについてもお伺いしたい。

【委員】

部落差別関係の書き込みですが、市役所や県が発見した場合、法務局にも通報が入るようになっている。それを受けて、削除相当であるとか、削除までは至らない、といった判断をすることとなる。そういった事案を発見した場合には、法務局にお知らせいただけたら、こちらで検討して対応する。

NPO法人や他の団体と連携は、現在のところは考えていない。啓発活動などで、連携することは可能だと思われるが、調査救済自体は独立してやっていくことになる。

【委員】

インターネットに詳しいわけではないが、大学で日々若い世代と接していると、私たちが考え及ばないところで犯罪のリスクがあると感じているので、様々な課題に対して、これから起こり得るインターネット上の犯罪についても今後カバーしていただけるような取り組みを期待する。

【委員】

差別というのは、差別する側がいて、そしてその差別や差別行為が、報告されるということは、それを差別と気づく人がいるからであり、近年、いろいろな人権課題を見ていく中で件数が減ってきている現状というのを、プラスととらえる部分と、マイナス面としてとらえる部分、両方があり、差別をする側の理解、意識が変わらないと続いてしまう。例えばインターネットにしても、他者への影響が想像できないとなかなか収まらない。システムや法で規制しても、抜けを見つけ続けていく、そういった現状もある。

地域によっては、このような事象が発生したときの、行政としてのガイドラインや対応マニュアルを作成しているが、高知県においては、そういったものは作成されているのか。

以前教育委員会では、差別言動があった際、教育委員会に報告をし、委員会からの助言があり、それをもとに対処を行っていた。

例えば、発言の場合はその真意・背景を聞く手順の部分や、落書きであれば、発見したらすぐに消すのではなく、写真に撮り、行政に確認をしてもらい、確認合意のもとで消していく、といったことを記したガイドライン。例えば、大阪の八尾市は、差別事象が発生したことを教訓にそういったものを作っている。

【事務局】

差別事象全般というか、同和差別に関しては、対応についての流れを整理したものを作成している。差別全般を網羅したようなものになると、個別救済のような話になってくるため、法務局等のお力をお借りするということになる。

【委員】

「人権教育・人権啓発」というふうに広く、すべての人権課題となってきたので、他の人権侵害についても同じような対応というが必要だと思われ、そういったガイドラインやマニュアルがあるのなら、広く公表して対応できるようにしたほうがよい。

【委員】

性的画像の問題は、非常に新しい課題はなかなか追いついてないところもあり、今後問題点を整理して考えていかないといけない。

100を超える施策をうまく連携統合していくのはなかなか難易度が高く、新しい課題が出るたびに1つ1つ、施策が増えていく、そういった中、新しい課題にどう取り組んでいくかは、この部会の1つのテーマでもある。

(3)「高知県の人権について(案)」について

【委員】

子どもの「子」が漢字の部分とひらがなの部分があるため、確認をしていただきたい。

ハンセン病の31ページ、「課題」の1行目から2行目にかけて、「家族は差別を恐れて遺骨の引き取りを拒み」という部分は、すべての家族が拒んでいるわけではないので、「そういう例もある」というくらいにしておいた方がよい。また、「納骨堂で眠るという状況が続いており」という部分は、確かに歴史的にはずっと続いてきているというので誤りではないが、この「続いている」というところをどう捉えるかにも繋がる可能性もあるので、「そういったような状況があります」くらいの表現にとどめるというのも1つの方法。

あと、「ハンセン病患者の容姿に対して」というのが最後の行にあるが、容姿だけではなく、病気そのものへの恐れといった部分もあるので、「容姿」に固定しないほうがよいと思う。説明する部分と、書いた文字になると、捉え方が変わってくるので、表現は配慮しながら書かれたほうがよい。

【事務局】

関係各課と調整し、もっと良い表現にしていく。

【委員】

子どもの「子」の漢字とひらがなだが、こども基本法では、社会的養護の児童養護施設や、里親のもとにいる子どもが、自立するまでの間、ひらがなの「こども」であるということ。子どもから若者とずっと一貫した伴走的な支援が必要とされているという意味で、このひらがなのこども基本法が、こども家庭庁の創設とともにできた。といったことを踏まえると、この子どもの事項は、今の国の政策に関連づけすれば、若者を含めた子どもへの視点を入れていただいてもいいのかなと思う。

高知県は不登校児の割合が非常に高く、最近では、全国の中でも取り組みが進んで、少し低くなっているが、少年の再非行率も高い県の1つ。

子どもから若者に移行して、将来的に成人として成長するまでの間ずっとサポートして、その間の様々な人権を保障していくという立場では、もう少し若者のことも含めて記述していただきたい。

また、ハンセン病や、インターネットによる人権侵害については、すごく詳しく、対応が書かれているが、他の差別事象も、実際の事例を踏まえた対応など、もし書けるのであれば書いていただきたい。もしかしたら間に合わないかもしれないが、可能な範囲で「人権侵害の事例と対応」については、より具体的な記述をしていただくと、身近な問題として自分ごととして理解できる、期待できるのかなと思い、もし実際に、何らかの形で担当課が人権侵害に当たると思うものがあれば、記載することもご検討いただきたい。

【事務局】

子どもの部分は、担当課と話をし、「若者」の部分をどう取り入れることができるかを検討したい。

その他、感染症、インターネット以外の部分での取組の部分についても、どこまでできるかは分からないが、最終版を作っていきたい。

【委員】

6ページの同和問題だが、「同和問題とは～」ところの2行目、基本的に同和対策審議会答申を引用しているが、被差別部落という地域の現状を見てみたときに、「低い状態」という状況に置かれてきたのは、近代になってからであって、それ以前、江戸時代なんかは、裕福な村などもあったため、最近は一概に「低い状態」という表現をしない方向になっている。

実際、小中学校の教科書においても、以前は「低い状態」という、表現が残っていたが、今は「厳しく差別をされた」という表現で、身分の高低というの表現というのはなくなってきている。

ここで使われる場合には、同和対策審議会答申の引用ということがはっきりわかるような表現であるとか、時代に応じて、分けて表現するなりしておかないと、教科書に出てきている今の部落史研究の流れのとらえ方とずれが出てくるということにもなりかねない。

【事務局】

委員の意見を参考にさせていただき、国の出しているものも確認して、表現は検討させていただきます。

【委員】

43 ページに、ご説明いただいた、②の事例が追記されているが、これは高知県の事例だと理解してよいのか。

【委員】

高知県の事例というわけではない。

具体的な事例を挙げると問題があるため、「人権の擁護」から引用している。

【委員】

ここは書き方を工夫したほうがよい。

「具体事例については、詳細に明かせない」という注釈をつけて、「全国の事例です」といった書き方をする等何か工夫をしていただいた方がよい。

また、当冊子に「高知県の」とついているので、「高知県でこんなことがあったのか」という、質問があった際、答えにくいと思うので、記載についてご検討いただきたい。

【委員】

事務局から、いろんなところと相談の上、文言について検討する、という意見でしたので、事務局が修正したものを部会長と事務局で、委員の皆さんからいただいた意見を反映・修正できているかを確認させていただき、ホームページに掲載ということにしたい。

【委員】

はい。

(4)「高知県の人権について」概要版（案）について

【委員】

件数とデータが、実際見た人にとって、多いのか少ないのかや、これの数字をどう捉えるべきか、ということを説明する必要があるのではないか。

この数字がどういう意味を持つのかというところや表形式で記載するのか、文章で表現するのか。また、ある程度データを示しながら、全国との比較によって高知県の傾向や課題の特徴や、増減、問題視されていることを、記述で書いたほうがわかりやすいかもしれない。例えば一番最後の「様々な人権課題」で、保護観察所の出所した方の「コーディネート」と

「フォローアップ」というのは、その後の継続的な支援をどうしているのかということと特別な支援の名称があると思うが、一般的な言葉ではないため、出所者に対しての支援の中で言葉の説明も入っていたらいいのではないか。

【事務局】

データの部分については、資料3「高知県の人権について（案）」から抜粋して載せている。それぞれに対する説明や分析等や、何か書けるかどうかも含めて今後、考えていきたい。

【委員】

これは、概要版ですので、ご指摘の点については、逆に「高知県の人権について」の方が、もう少し、そういったことも記載してはどうかというご意見と聞いていた。

概要版なので本体に書いてないことを変えていくというのは難しい。「高知県の人権について」というのは、協議会でも審議いただいている内容のため、先ほどのご意見を踏まえて充実していけば、よりわかりやすくなるというところはあるが、内容を大幅に付記するのは、今回は難しい。部会長としてはそう思っている。

引き続き、本体を充実させていくという流れの中で、概要版にも普及していけたらよい。

【委員】

この概要版、非常に関心持ちやすい、と感じたところ。漫画の部分は読んでみようという気持ちにもなる。

表紙もこころんの吹き出しに説明の部分を入れるとか、そのようなことをしてみてもいいのではないかなと思う。パッと表紙を見たときに、この説明が味気ないという印象を持った。せっかくイラストアニメをといるところも含めての概要版なので、そういったところも検討していただきたい。

それと、本体があつての概要版というところであるが、この各人権課題の紹介内容が、課題によって、表現がバラバラである。

例えば、「災害と人権」のところが一番少ないが、ここでは避難所や、避難所でのいろいろな課題とか、そういったようなものもあるわけで、今年度版では難しいかもしれないが、全体的なところは一定合わせるようにしてはどうか。

【委員】

本体を見ると、「災害と人権」という項目は、いろいろなことがきちんと書いてある。概要版は、ここまで文字数を少なくしなくてもいいのかなとは思う。

本体からあまりかけ離れたことはできない反面、本体が充実しているところについては、概要版も一定充実させたらよい。

【委員】

各項目に相談窓口があることは、まさに今悩んでいたり差別事象を見聞きした人に対して、すぐその相談に繋がる、見やすいということでもいいと思うが、全般に関する相談窓口、もあれば、特にどこに当てはまるのかがわからない相談者にとって、全般の相談窓口というものも入れたらよい。

【委員】

最終ページや、表紙のページとかのレイアウトを工夫していただいて、他の担当の機関名についても非常に重要なので、特に弁護士会とか法テラス高知とか、そういったところも記載した方がよい。